



派遣労働者の有機溶剤健康診断の実施義務は？

有機溶剤（トルエン）を使用している事業場の産業医をしております。派遣労働者も従事していますが、派遣労働者の特殊健康診断は、派遣先、派遣元のどちらに実施義務があるのでしょうか。

また、有機溶剤業務の特殊健康診断の項目に、尿中代謝物の検査を行う必要があるものがありますが、この検査の実施の際に注意すべき点を教えてください。



派遣法により「特殊健診」は派遣先の実施義務

また、特殊健康診断の尿中代謝物検査の注意点として、有機溶剤の代謝物は、生物学的半減期が短いため、検査のタイミングに注意が必要です。

まず、「特殊健康診断」については労働者派遣法第45条3項に、派遣労働者を派遣先に使用される労働者とみなすという定めがあり、特殊健康診断の実施義務は派遣先にあるということになります。

貴事業場は有機溶剤を使用されているということなので、有機溶剤業務に該当すれば、有機溶剤中毒予防規則に規定された検査項目の特殊健康診断を、半年に一度実施することが義務づけられており、派遣労働者についても、派遣先である貴事業場が実施する必要があります。

また、貴事業場はトルエンを使用されていますが、有機溶剤中毒予防規則では、トルエンをはじめ8種類の有機溶剤について、有機溶剤中毒予防規則別表に掲げる尿中の代謝物の量の検査の実施が規定されており、トルエンについては、尿中の馬尿酸の量の検査が必要です。実施に当たっての注意点としては次のようなことが挙げられます。

① 尿検査について

有機溶剤健康診断の尿中代謝物検査は、有機溶剤のばく露状況を知る重要な検査ですが、一般に有機溶剤の代謝物は生物学的半減期が短く、2時間前に排尿後、連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業

終了時に採尿した検体でなければ正確な結果は得られません。

「連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時」とは、月曜日から金曜日まで連日ほぼ当該有機溶剤業務に従事している場合、木曜日または金曜日の当該作業終了時をいいます。また「作業終了時」とは、9時から17時まで当該有機溶剤業務に従事している場合、17時頃をいいます。この場合の尿の採取方法は、15時前後に排尿した後、17時頃に尿を採取するのが理想とされています。

② トルエンの場合

トルエンの代謝物である尿中馬尿酸の量は、いちご、すもも等の果実摂取や安息香酸を含有する清涼飲料水（コーラ等）等の摂取によっても変動することがあるので、検査直前には摂取しないようにしてください。

なお、摂取したことが明らかである場合には、別に適切な日を選ぶようにしましょう。

その他、詳細については、平成10年3月24日付け基発第122号「有機溶剤中毒予防規則第29条及び鉛中毒予防規則第53条に規定する検査のための血液又は尿の採取時期及び保存方法等並びに健康診断項目の省略の要件について」をご覧ください。